

一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年1月1日 ～ 令和4年12月31日までの2年間

2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、男性労働者を対象とした育児休業制度、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 令和3年1月～ 法に基づく諸制度の調査
- 令和4年4月～ 制度に関するパンフレットを社員に配布

目標2：育児休業等を取得しやすい環境作りのため、社員の研修を行う。

<対策>

- 令和3年1月～ アンケート調査による職員の意識・実態把握
- 令和3年4月～ 研修内容の検討、受講者の決定
- 令和4年4月～ 研修の実施

目標3：希望する労働者に対する職務や勤務地等の限定制度の実施

<対策>

- 令和3年1月～ アンケート調査によるニーズ把握
- 令和3年4月～ 研修の受講・勉強会の実施
- 令和4年4月～ 就業規則の整備